

令和6年度 第2回 新潟市障がい者施策審議会 会議録

【日 時】

令和7年3月19日（水曜）午後3時から午後4時30分まで

【場 所】

白山会館1階 芙蓉の間 新潟市中央区一番堀通町1-1

【出席者】

<委 員>

栗川委員、中村委員、佐藤委員、中島委員、高橋委員、治委員、菊地委員、丸山委員、有川委員、渡邊委員

計10名

(欠席委員：田部委員、石井委員、熊谷委員、松井委員、柴田委員)

<事務局>

障がい福祉課長、障がい福祉課職員

(関係課)

こども政策課、こども家庭課、児童発達支援センター、こころの健康センター、保健所保健管理課、各区健康福祉課、特別支援教育課

【傍聴者】

1名

【目 次】

1. 開会	p 2
2. 障がい福祉課長挨拶	p 3
3. 報告事項	
(1) 令和7年度障がい福祉関連予算について	p 3
(2) 第7期新潟市障がい福祉計画・第3期新潟市障がい児福祉計画の進捗状況について	p 7
4. その他	p 17
5. 閉会	p 18

1. 開会

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

定刻となりましたので、ただいまから、令和6年度第2回新潟市障がい者施策審議会を開会いたします。

本日は、お忙しい中審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。本日の司会を務めます、障がい福祉課管理係長の祝と申します。よろしくお願ひいたします。

本日の会議について、議事録作成のため、録音をご了承いただきますとともに、ご発言の際には職員がマイクをお持ちいたしますので、お手数ですが挙手をお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の会議の配布資料の確認をお願いいたします。はじめに事前送付した資料として

- ・次第
- ・出席者名簿
- ・座席表

【資料1】令和7年度障がい福祉関連予算について

【資料2】第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の進捗状況について

【参考資料1】市民厚生常任委員会 令和7年度当初予算説明資料

以上6点を送付させていただきました。お手元にございますでしょうか。

また、当日配布資料としまして、にいがた・オーティズムの高橋委員より、世界自閉症啓発デーの小さめのポスターとパンフレットを配布しております。

ここで委員の皆様に、事前送付した資料に一部訂正がございますので、ご報告いたします。資料1の「令和7年度障がい福祉関連予算について」をご手元にご用意ください。資料の3ページになります。3ページの中ほど、「スポーツ振興課」というところの予算が書いてあると思いますが、歳入と歳出のところが、歳入のほう、「前年度比 14,498」と書いてありますが、これはマイナスがなくなりますので、マイナスを削ってください。また、右側の前年度比が、お配りした資料ですと、「86.8%」になっているかと思うんですが、予算増えておりまして「115.3%」になりますので、訂正をお願いいたします。

併せまして、その下の歳出のほうになりますが、こちらのほう、前年度比のところに、今度逆にこちらは減りますので、マイナスということで「△6,676」という形になります。また、こちらも前年度比に比較しまして、資料では「101.3%」となっていると思うんですが、「98.7%」になります。

続いて7ページ、「介護給付費等関連事業」というところに、表としまして「提供する主なサービス」というものが記載してございます。そちらの下から3番目「就労定着支援」、一番右側の「R7当初」というところに、「4,874人」という数字が入っているかと思いますが、こちら「1,683人」になりますので、訂正をお願いいたします。

最後になりますが 17 ページをお開きください。文化政策課の「文化芸術による共生社会推進事業」になりますが、こちらの上段に書いてあります予算額の一応右側に、前年度比との比較が書いてありますが、これ前年度から予算が少なくなっていますので、マイナスということで、「△」の記載を追記していただければと思います。修正箇所については以上となります。大変申し訳ございませんでした。

(栗川委員)

意味がわかりません。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

すみません。栗川委員に事前にデータで送付しているものは、今の修正したデータでお送りしておりますと、資料として事前に紙ベースで配布した方については、今ちょっと資料の訂正部分を説明させてもらいました。申し訳ございません。

次に、本日の委員の出席状況でございますが、田部委員、熊谷委員、松井委員、柴田委員から欠席のご連絡を頂いております。15名の委員のうち、過半数の出席が確認されておりますので、この審議会が成立していることをご報告いたします。

2. 障がい福祉課長挨拶

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

それでは、開会にあたりまして、障がい福祉課長よりごあいさつ申し上げます。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

障がい福祉課長の小林でございます。本日はご多忙の中、障がい者施策審議会にご出席いただき、まことにありがとうございます。また皆様におかれましては、日ごろより本市の障がい福祉施策にさまざまな機会でご協力、ご支援いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、昨年度に当審議会でご議論いただき策定しました、「第7期新潟市障がい福祉計画・第3期新潟市障がい児福祉計画」も、早1年が過ぎようとしております。少し先の話になりますが、令和8年度には、6年に1回改定を行っております「障がい者計画」を策定する年度を迎えることから、次年度から策定に向けた準備が始まることが見込まれます。引き続き委員の皆様からご意見を賜りながら、本市の障がい福祉施策が前進するよう取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力を願いいたします。

本日は、主に令和7年度の障がい福祉関連予算、および例年第1回の会議でご報告する計画の進捗状況についてご報告いたします。

結びになりますが、委員の皆様におかれましては、本日も忌憚のないご意見を頂きたいと思いますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

3. 報告事項

(1) 令和7年度障がい福祉関連予算について

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

続きまして、これより報告に移らせていただきます。進行につきましては、有川会長お願ひいたします。

(有川会長)

はい。それでは、次第に従いまして進めさせていただきたいと思います。本日の次第

のほうを見ていただくとわかると思いますけれども、本日報告事項となっております。「令和7年度障がい福祉関連予算について」と「第7期新潟市障がい福祉計画・第3期新潟市障がい児福祉計画の進捗状況について」となっております。会場の使用時間も踏まえて、午後4時半までには会議を終えたいと考えておりますので、円滑な議事進行にご協力のほうよろしくお願ひいたします。

それでははじめに、報告の（1）ですね。「令和7年度障がい福祉関連予算」について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局：障がい福祉課 小林課長）

それでは報告事項の（1）令和7年度障がい福祉関連予算について、ご説明いたします。資料1をご覧ください。資料では、障がい福祉課をはじめ、府内各所属で取り組む障がい福祉に関する事業のうち、主な事業を記載しておりますが、時間の都合もあることから、説明につきましては、障がい福祉課所管の事業のほか、会議に出席しているこころの健康センター、特別支援教育課より、それぞれ所管する事業についてご説明させていただきます。

それでは1ページ、点字資料のほうも1ページをご覧ください。まず令和7年度当初予算の総括になりますが、障がい福祉課所管の歳入予算総額は176億9,075万6,000円で、対前年度比でおよそ5億3,000万円、率にして3.1%増となっております。これは、主に介護給付等の増に伴う、国・県の負担金が増加していることによるものです。

一方、歳出予算総額は269億5,429万8,000円で、対前年度比で約6億1,500万円、率にして2.3%増となっております。これは、今ほど歳入で説明した介護給付等事業の増や、障がい福祉システムの整備費の増によるものです。なお、障がい福祉課の歳出予算総額の内訳につきましては、お配りしております参考資料1「令和7年度当初予算説明資料」を、お時間があるときにご覧いただきたいと思います。

本日は新年度事業のうち、主な事業について説明いたします。資料6ページ、点字資料は12ページ下段をご覧ください。はじめに（1）共生のまちづくり条例関連事業でございます。この事業は、「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の普及啓発を図るための事業でございます。令和6年度同様、条例周知に係る研修会、講習会などを継続的に開催するとともに、障がいのある人とない人が触れ合う機会の拡大創出や、障がい者アートなどを活用した効果的な周知啓発など、共生社会の実現に向けた「ともにプロジェクト」をさらに推進していきます。

障がいのある人との交流の機会の創出として、小中学校において障がいのある方を招いて福祉教育を行う場合の、謝礼補助の予算枠を、令和6年度より拡充しており、引き続き共生社会について学ぶ機会の拡充を図ります。

また、課題となっている若年層の条例認知度向上を図るため、周知啓発イベントの実施や、学生を対象としたワークショップを開催するなど、若い世代に共生について考えてもらう機会を提供することで、条例認知度向上につなげるとともに、若年層からも広く市民に共生についての認識を深めてもらうためのアイデアを募り、今後の施策に生かしてまいりたいと思います。

続いて7ページ、点字資料は15ページ下段をご覧ください。（2）介護給付等関連事業

でございます。各種障がい福祉サービスの提供を通じ、地域での自立した生活の推進を図ってまいります。提供する主なサービスにつきましては、記載のとおりです。介護給付費等については、市内の事業所数や利用者数が増加傾向にあり、特にグループホームや就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービスなどは、サービス利用のさらなる増加が見込まれております。今後も引き続き必要な人が必要なサービスを受けられるよう、適切なサービスの供給を確保してまいります。

続いて9ページ、点字資料は25ページ下段になります。（4）日常生活用具給付費でございます。この事業は、在宅の障がい者児が日常生活を便利に、また容易に過ごすために必要な、日常生活用具を給付するものです。

続いて10ページ、点字資料は27ページ下段をご覧ください。（5）グループホーム運営費補助金でございます。この事業は、共同生活の場として運営されるグループホームについて、国のサービス報酬が事業運営の実情に見合っておらず、運営にかかる経費が不足する状況にあることから、市独自にグループホームの運営費に対する補助を行っているものです。事業の内容としては、重度者支援補助として、障がい支援区分4以上の重度者を受け入れた場合の補助を手厚くするほか、強度行動障がい者を支援するための体制整備を評価する、国の重度者支援加算2を取得する事業所に対しては、実質的に助成額が大きくなるよう単価を設定し、加算の取得をうながすことで、行動障がい者の受入体制整備を促進することしております。

続いて11ページ、点字資料は30ページ下段をご覧ください。（6）障がい者基幹相談支援センター事業でございます。障がいのある方からの相談や情報提供などの支援を行うほか、「共生のまちづくり条例」に係る障がい等を理由とする差別相談として、障がい者が安心して地域で暮らせるよう、相談支援体制の強化を図っております。

事業内容は6つの柱からなっております、①一般相談、②地域の相談支援体制の強化に対する取り組み、③地域移行・地域定着の促進への取り組みおよび支援、④権利擁護・虐待防止、⑤医療的ケア児等コーディネーターなどによる専門的な障がい児等療育支援、⑥共に生きるまちづくり条例にかかる相談機関、以上の役割を担っております。相談件数としまして、令和6年12月末時点で1万8,065件となっており、例年より若干増加傾向で推移しております。

なお、前年度に比べ予算額が大きく増加しておりますが、センターの運営を委託している法人の人事費を、昨今の賃金上昇のトレンドに合わせ引き上げたことによるものでございます。今後も、相談支援事業所や地域生活支援拠点などの関係機関と効果的な連携体制の構築、連携強化を図ることで、障がい者相談支援の中核機関としての事業を継続していきます。

続いて13ページ、点字資料は36ページ下段をご覧ください。（8）社会福祉施設等整備費補助金でございます。この事業は、障がい者の入所・入院から地域生活移行に向け、居住の場であるグループホームや、日中活動系サービスの受け皿の確保、障がい福祉施設の防災・減災対策等に要する経費の一部を補助するものです。令和7年度につきましては、令和6年度補正予算繰越分として、障害者支援施設の老朽化に伴う移設、および短期入所を併設する共同生活援助の整備に対し、補助を行います。

以上で、障がい福祉課分の説明を終わらせていただきます。

(事務局：こころの健康センター 福島所長)

こころの健康センターの福島です。こころの健康センターワンの説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

こころの健康センターからは、精神障がい者地域移行・地域定着支援事業についてご説明します。

資料の14ページ、点字資料の38ページ下段をお開きください。障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉等の関係機関の連携のもと、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざして、体制整備の推進を行っています。具体的な取り組みといたしましては、1つ目として、「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」がございます。令和2年度からこの会を運営しておりますが、取組方針といたしましては、「孤立しない、孤立させない地域づくり、人づくり」。もう1つが、「当事者、家族、支援者間のネットワークの強化」といった方針に基づいて、協議を進めているところでございます。

「考える会」ではこの2つの取組方針に基づきまして、3つのワーキンググループによる事業を開催しております。まず人材育成班として、研修会を行っています。またピア活動班として、当事者向け家族向けの交流会でありますとか、精神科病院の入院患者さんと外部の当事者、支援者の交流を図るための会を開催しております。また、企画・調査班といたしましては、地域で生活する精神障がい者等の課題・ニーズに関する調査を実施して、今年度分析しております。まだ結果の方はまとまっておりませんが、今年度内にはまとめる予定にしておりますので、またこの会議でありますとか、自立支援協議会のほうにも情報提供させていただきたいと考えております。また、ホームページのほうにも掲載していきたいと考えております。

次に、2つ目といたしまして、「心のサポーター養成研修」がございます。これは、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のためには、精神科医療相談窓口の充実だけではなく、地域住民の理解や支えが大変重要であるといったことから、令和4年度から「心のサポーター養成研修」を、市民の方を対象に実施しています。令和7年度も継続して実施して、地域住民の方にメンタルヘルス、精神障がいへの理解を深めていただき、お互いに支え合える地域づくりに取り組んでいきたいと考えています。

今後も、精神障がいのある方が安心して生活できる地域づくりと、精神障がいのある方が活躍できる機会づくりに取り組んでいきたいと考えております。こころの健康センターからは以上となります。

(事務局：特別支援教育課 栗原指導主事)

特別支援教育課、栗原です。着座にて説明させていただきます。失礼いたします。

それでは説明いたします。令和7年度特別支援教育課の事業について説明いたします。特別支援教育課では、共生社会の実現をめざすインクルーシブ教育システムの構築に向けた、特別支援教育の推進に取り組みます。

資料15ページ、点字資料は42ページ下段をご覧ください。事業の1つ目、個別の教育支援サポート事業です。配慮を要する幼児・児童・生徒等への、就学前からの学齢期、社

会参加まで、切れ目のない支援体制の整備に向けて、個別の教育支援計画等の作成支援システムを全市立学校園に昨年度導入し、今年度も継続します。令和6年度は全市立学校園に導入したので、令和7年度はシステムを活用し、効果的な使い方を全市立学校園に広めていきます。また、特別支援教育フォーラムの開催などを通じて、広く市民への特別支援教育についての理解啓発に取り組みます。

続いて、資料16ページ、点字資料は44ページ下段をご覧ください。事業の2つ目、巡回通級指導教室整備事業です。他校通級に伴う保護者送迎の負担軽減や、子どもが在籍校の慣れた環境で安心して指導を受けられるよう、通級指導教室について巡回指導、巡回指導というのは、教員が子どもの在籍する学校を訪問し指導を行うことですが、この教室を増設していきます。令和7年度には、巡回先の通級指導教室を、小学校9校に設置します。また、今後も計画的に拡充し、通級による指導を受けたい場合に、確実に受けることができるよう取り組みを進めています。

令和7年度も、これらの事業を通して、特別な支援を必要とする児童・生徒が、自分らしく学び成長できるよう努めてまいります。特別支援教育課からは以上です。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

以上で、資料1の説明を終わります。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。特にはございませんでしょうか。それでは、報告（1）を終了したいと思います。

（2）第7期新潟市障がい福祉計画・第3期新潟市障がい児福祉計画の進捗状況について

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

それでは、引き続いて報告（2）第7期新潟市障がい福祉計画・第3期新潟市障がい児福祉計画の進捗状況について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

それでは、報告事項の（2）第7期新潟市障がい福祉計画・第3期新潟市障がい児福祉計画の進捗状況についてご説明いたします。

資料2ですが、各計画の進捗状況につきましては、毎年7月ごろに開催する第1回の施策審議会において、障がい者計画の取組状況と併せて報告しております。本日はその前段として、成果目標の一部につきまして、現時点での進捗状況についてご報告させていただきます。

それでは1ページ、点字資料も1ページをご覧ください。はじめに、福祉施設の入所者の地域生活への移行についてです。ここでは地域生活移行者数と施設入所者数を掲げており、地域生活移行者数については毎年9人を目標に、令和8年度末までの3年間で、27

人を目標としていますが、令和6年度の実績としては4人ということで、目標に達しない見込みとなっております。

また、施設入所者数につきましては、本審議会でも目標値について議論いただき、本市の待機者の状況などから、639人を目標として設定したところですが、令和6年12月の実績では595人となっております。地域生活移行者数が未達成となる要因としては、強度行動障がいなど、重度障がい者を受け入れるグループホームがまだまだ少ないといったことが理由として考えられます。また、施設入所者数につきましては、市内の入所施設は満床状態であり、待機者も増加傾向となっているのが現状でございます。

関連するトピックとしまして、地域移行の受け皿の拡充ということで、グループホームの整備状況を記載しております。前年度に比べ、住居数では6.5%、定員も8.1%、それぞれ増となっているほか、重度の障がいにより日中活動サービスを利用することができない方を対象とする、日中活動支援型のグループホームも増えつつあります。先ほどもご説明しましたとおり、本市では重度者を受け入れるグループホームへの独自補助なども設けておりますので、これらの活用を促すことで、地域移行がより進むよう取り組んでまいります。

もう1点、昨年度から審議会においても報告させていただいております、障害者支援施設と本市初の福祉型障害児入所施設の複合施設「陽だまり」がこの4月に開設されます。この件については、委員であります新潟太陽福祉会の菊地委員から簡単にご説明いただければと思います。

(菊地委員)

はい、失礼いたします。新潟太陽福祉会の菊地でございます。「陽だまり」の件について、私のほうから進捗状況を説明させていただきます。昨日、今日と内覧会を実施させていただいております。県内各所から、行政、児童相談所、学校関係者、福祉関係者など本日の午前中までで300名以上の方々がお越しいただいております。

4月に向けての状況でございますが、児童部については、定員10名のところ、すべての児童の入所が既に確定をしております。内訳ですが、男児が8名、女児が2名となっております。年齢層は小学校1年生から高校3年生までと、かなり幅広い方が入所される予定になっております。学校については4校を通学する体制になります。県立江南特別支援学校、県立東特別支援学校、市立東特別支援学校、市立木崎中学校を送迎し、通学する予定です。職員の配置等もかなり複雑化しますので、事業開始後も支援体制の検討を継続していきます。

あと4月1日に10名が同時の入所となると、混乱が予想されるため、数日をかけて、段階的に10名の入所を計画しております。児童のほうは、先ほど小林課長からも市内初という話がありましたけれども、現住所が、県外市外からの転居の方もおります。また、児童の障害特性や生活環境も多様化しております。新潟市児童相談所等と協力をしながら、スタートを切っていきたいと思っております。

あと成人部のほうですが、当初は30名の入所を予定しておりました。男性24名、女性6名の計画でした。しかしながら、私ども法人の努力不足もございまして、人材の確保が十分に至らなかったというところでございます。そのため、強度行動障がいを有する方々

を先行入所することにしました。男性 24 名の定員を予定しているうち、16 名分の 2 ユニット分を 4 月 1 日に入所という計画にしております。つまり、令和 7 年度のフルオープンに向けて準備をしてまいりましたが、16 名の入所とし、令和 8 年度に男性 8 名、女性 6 名の合計 14 名の入所にて、満床になるように計画を変更したところであります。現状報告は以上になります。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

はい、ありがとうございました。それでは続きまして、次の項目、福祉施設から一般就労への移行等について説明します。点字資料では 2 ページ中段からになります。ここでは、主に福祉施設や就労系のサービスから一般就労へ移行した方の数を項目として挙げております。令和 7 年 1 月調査時点の状況ではありますが、福祉施設から一般就労への移行者数は、194 人の目標に対して 179 人。就労移行支援事業から一般就労への移行者数は、137 人の目標に対して実績見込みが 129 人。就労支援 A 型事業から一般就労への移行者数は、24 人の目標に対して 17 人の見込み。最後、就労支援 B 型事業から一般就労への移行者数は、24 人の目標に対して 29 人の見込みとなっております。いずれも、おおむね目標値に近い数値となっており、3 月末までの結果で各項目それぞれもう少し増加する可能性もありますので、さらに目標に近い数値になるものと考えております。

関連するトピックとしまして、令和 6 年度の障がい者雇用の状況ということで記載させていただいておりますが、本日、ハローワーク新潟の柴田委員は欠席しておりますが、委員の皆様に情報提供をお願いしたいということで報告を頂いておりますので、就労支援係長の長谷川より説明いたします。

(事務局：障がい福祉課 長谷川就労支援係長)

就労支援係の長谷川と申します。障がい者雇用ということで、ハローワーク新潟様とさまざま連携の事業等でやらせてもらっている関係で、私のほうからお伝えさせていただきたいと思います。ハローワーク新潟からの情報でございます。

令和 6 年度障がい者の職業紹介状況について。こちら令和 7 年 1 月末現在、新規求職申込件数が 948 件。前年同期と比べますと、52 件の減、率としては 5.2% 減となっております。

続いて就職件数。1 月末現在 458 件。前年同期と比べて 47 件の減、率としては 9.3% の減となっております。こちら、就職件数が減少した要因の 1 つとして、8 月ごろにも新聞報道がありましたが、就労継続支援 A 型事業所の廃止や縮小、こういった影響が考えられるとハローワーク新潟では見てているところです。

障がい種別では、精神・発達の障がい者が年々増加しており、就職準備性への課題を持つ求職者も増加傾向にあります。また、就職しても早期離職することが少なくないことから、就職支援と併せて定着支援の両面で支援機関との連携が重要になります。

また、障がい者雇用率の状況についてでございます。令和 6 年度 6 月 1 日現在、障がい者雇用状況報告の集計結果によりますと、ハローワーク新潟管内におきましては、実雇用率が 2.28%。こちら前年度は 2.17% でございます。

雇用率達成企業の割合について、今年度は 44.4%。前年度では 48.5% となっておりま

す。こちら、令和6年度になりまして、法定の雇用率が2.3%から2.5%に上がっておりまます。ということで、今まで報告対象でなかった企業のところが対象になってきまして、そちらのほうがなかなか達成ができていないというところが原因かと考えられます。

実雇用率は過去最高を更新しておりますが、県内全体の平均値2.45%、全国の平均値は2.41%となっており、新潟管内においてはこちらと比較して平均値よりも低い状況となっています。今後も法定雇用率の段階的引き上げ、今年度4月からは、先ほども申しましたが2.5%、令和8年の7月には2.7%に引き上げられることが決まっております。こういったところから、対象となる企業の数も増えてまいります。障がい者雇用を進めしていく上で、なかなかノウハウが不足している企業もあると認識しておりますことから、支援機関と連携して支援を進めていく必要があると考えております。

そういうこともありまして、ハローワークと新潟市におきましては、例えば企業と就労移行支援事業所がつながる会というところで、企業と移行支援事業所が情報交換を行う場などを設けまして、移行支援事業所からの就職者数の獲得についてのつながりをつくったりしています。6年度は12月4日に実施しまして、企業21社、移行支援事業所15の事業所が情報交換をしてつながりをつくっております。また、11月12日には朱鷺メッセにおきまして、障がい者雇用推進セミナーを開催し、企業における取り組み事例の紹介とともに、活用した支援策等なども紹介し、これから障がい者雇用に取り組む企業などの情報提供などを行っています。

これからもハローワーク、新潟市、また関係機関と連携しながら障がい者雇用に努めてまいりたいと思います。以上です。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

それでは、最後に、障がいや障がいのある人への理解促進についてです。点字資料では3ページ下段となります。ここでは、共生条例の認知度を掲げていますが、令和8年度末の目標を43%としているところ、今年度の市政世論調査では37.3%という結果になりました。これまで、この認知度につきましては、毎年実施しているイベントなどにおきましてアンケート調査を実施しておりますけれども、今年度初めて市政世論調査で調査を行っております。今年度の結果としては目標には届いておりませんけれども、差別解消法につきましては、令和6年度から民間事業者における合理的配慮の義務化、本市では条例の施行時から義務化となっておりますが、そのような流れを受け、市民の関心も高まっていることから、引き続き周知啓発活動を通じて認知度向上を図ってまいります。

なお関連トピックとして、本市の若年層への取り組みとして、大学生とのワークショップを行っており、今年度は市内4大学で実施し、新潟大学では有川会長の講義時間で、学生に学ぶ機会を提供いたしました。有川会長、もしご感想などお願いできればと思いますが、よろしくお願ひします、

(有川会長)

ありがとうございます。こうしたワークショップの機会を頂いたというのは、大変われわれにとっても、学生の障がいの理解という点においては非常に意味のある時間だったなと思います。身体障がいのある当事者の方にお越しいただいて、実際に日常生活の様子

をお話しいただいたのと、あと少し私との対談というところで、学生が興味を持ちそうなテーマというところを直接お話を伺う。なかなか質問等という形にすると、今の学生はあまり積極的に手を挙げてというのはないので、少しこちらのほうであらかじめテーマを設けさせていただいて、日常生活というところに少しスポットを当ててお話をいただきました。

ただ、私のほうのテーマ選びが、若者なので、若者が集うお酒の場みたいなところをテーマにして、われわれが普通の生活の中では飲みに行こうということでパッと飲み屋さんに行けますけども、なかなか障がいのある方たちはそこから、お店というところを、どこでどういう形で食事を頂くかとか、お酒を飲むかというところから、非常にいろいろなところで準備が必要なんだというところのお話等も少し共有できればというふうに思っていたんですけど、実は学生が2年生で、2年生ってまだ20歳になってないんです。そこら辺実は事前に打ち合わせのときに、「こういうテーマだと学生たちも」と私のほうから振ってしまって、われわれ的には話はすごく盛り上がったんですけど、いざ学生となるとちょっとそのあたりがテーマの選び方として、問題あったかなと思ってます。

ただ、あとで感想のようなものを学生のほうからももらっているんですけども、やっぱり日常の生活から想像するということをあまり彼らはしたことがないんですね。机上ではいろいろな説明を聞いていて、その内容については理解はしていたんだけど、いざ自分たちがスーパーで物を買うという、その中でどういうことが起こるのかとか、日常に照らし合わせて考えるという経験自体があまりなかったというところで、こうしたお話を頂けたという、すごく日常の中で考える機会が得られたというところでは、私も授業という形の中で取り組んではいましたけども、そういう見方というのを、学生たちが自発的にできるようになったというのは、非常に意味があることだったと思っております。

他大学さんの様子が何ともよくわからないので、そのあたりもお話しいただけたらと思うんですけども、新潟大学では非常にこの辺の取り組みについて、今後も継続していくみたいということと、やはりもっと大きな形で大学としても取り組んでいきたいというような動きも少し今出てきておりますので、もしそうした、今後少し大きな取り組みになるところで、また新潟市さんからもご協力をいただけたらというふうに思っております。私のほうからは、以上になります。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

どうもありがとうございました。市としましても引き続き大学との連携を強化して、より身のあるワークショップとなるように取り組みを進めてまいりたいと思います。

以上で、資料2の計画の進捗状況の報告を終わります。なお、計画に掲げているその他の成果目標、あるいは各障がい福祉サービスの提供数などの実績につきましては、あらためて令和7年度の第1回審議会で報告をさせていただきます。資料2の説明は以上となります。

(有川会長)

ありがとうございました。それではただいまの説明についてご意見、ご質問等ござりますでしょうか。中島委員、お願ひします。

(中島委員)

にいがた温もりの会の中島と申します。よろしくお願ひします。昨今、私どもは精神障がいを持っていらっしゃる方々の、地域活動支援センターⅢ型というものを運営させていただくのが主な仕事でやらせていただいております。さまざまに、そうしますと地域生活の問題であるとか、特に地域移行というか就労ですね、いろいろお話を入ってまいりまして、非常に最近A型の運営が苦しいと、実際にかなり数も減ったと、今日の報告の中にも少しそういうのがありましたけど。これが、何で減るのかというと、やはりさまざまな基準の見直しがあって、事業の確保が難しいという話があるんですが、その辺について市側としてはどのようにとらえていらっしゃるか、お話しいただけないかなと思います。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。ただいまの件につきまして、いかがでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 長谷川就労支援係長)

恐れ入ります。就労継続支援A型のほう担当している指定係のほうが、本日所用のため欠席しておりますが、就労支援係のほうで把握している範囲でご説明させていただきます。

今の、就労継続支援A型の事業所が、経営とかが難しいのではないかというお話でございますが、就労継続支援A型、ご存知のとおり、就労の訓練のために、雇用契約等が結べるんだけど一般就労が難しい方、こういった方への対処施設となっておりまして、基本的には雇用契約が結べるので、最低賃金等が適用になりまして、作業をして訓練等を行っていくというような事業所でございます。

事業所の運営方針としましては、やはり生産活動等を通じて利用者さんにその賃金を供給するというようなところが、そもそも事業所の指定基準の1つとなっております。こういったところで、そもそもこのところがあるんですが、以前よりなかなか生産活動で売上を立てるのが難しく、やはりなかなか生産活動で賃金を払えない。運営費のほうで何とかやりくりをしているというところが、事業所が多くあるというところが、国全体の中での、本来の事業所のあるべき姿として不適切ではないかというような議論があったところから、今年度、6年度からの報酬改定のところで、やはり生産活動のところに応じた報酬体系に改定されたというようなところがあります。

そういったところもありまして、やはり従前より生産活動の展開、それで売上を立てるというところについて難しかった事業所がございまして、その事業所のうち、例年そういったところで生産活動が立てられず、経営改善計画というのを立てながら、少しづつでも改善をというところで、どうにか乗り切っていたところの3事業所が、事業所の判断で閉所というような判断になったということでございます。

市としても、A型事業所が閉鎖というところはちょっと残念な結果ではありますが、閉所のときにも、調査によりますと、閉所する事業所のほうが仲介になって、次の行き場等についてはきちんと支援機関やハローワーク、そういったところを通じて、ほぼすべての利用者さんに、次の行き先がつなげられたというふうには聞いておりますが、そういった

ところもあって、経営の難しいところがあるのは重々承知しておりますが、やはり本来事業所のあるべき姿というところで、そういったところを取り組んでいただける事業者にこそ事業所を運営していっていただきたいというところがあって、こちらとしてはその継続のための指導支援というところをやっていきたいと考えております。すみません、回答になつてましたでしょうか。

(中島委員)

いえ。

(有川会長)

はい、じゃあ中島委員、お願ひします。

(中島委員)

今のご説明をお伺いしますと、基本的に就労支援事業としてのA型というのは、根本から成り立たない制度であったという、やってみてそれがわかった、明らかになった。A型もB型もそうなんですかけれども、就労移行支援事業所もそういう形なんですが、就労準備性を非常に尊重していて、そこに対して補助を出すという形が、今までずっとそうだったわけです。就労準備性そのものがそれほど有効なのかという考え方も今出てます。ですから、さまざまな形でこれからあると思うんですけど、手前みそになりますが、私どもそういうこと研究もしておりますと、市側としても、そういうことを視野に入れたこれから事業計画というものをやっていかないといけないのではないかと。ですから、今すぐこの制度を全部変えてくださいなんていうことをもちろん言うつもりはありません。ただ、この今後のA型の事業を見ていくと、どうしても就労準備性、今までの過度な就労準備性の尊重というものが目立つなど。結局、最低賃金を保証できるような労働生産性というの、福祉事業からは得られないということです。少なくとも就労準備なんていう非常に曖昧な発想の中では、それはちょっと制度として無理、これを私が言うことでもないんですけど、だから新しいことを少し考えていただければなと思っております。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。この件についていかがですか。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

ご意見ありがとうございます。いわゆる就労継続支援A型、B型、あるいは移行支援も含めまして、基本的に国の障がい福祉サービスということになりますので、なかなか制度の部分に新潟市のほうで直接どうというのは、基本的にちょっと難しい部分になりますけれども、今その就労準備性うんぬんというご意見もございましたけれども、そのあたりの状況等については、こちらでももし、把握することができるできないというのもありますけれども、少し考えてみていくという部分ではやっていきたいと思っておりますので、今のところご意見を伺いまして思ったことは、以上でございます。

(有川会長)

ありがとうございます。よろしいですか、中島委員。ありがとうございます。国の制度なので、ここでなかなか議論を深めていくのは難しいところがあるかもしれません、少なくとも審議会の中でこうした意見があがっているということは大変重要なことだと思いますので、ぜひ引き続き議論は続けていくべきだというふうに思っております。

ほかに、何か皆さんございますか。はい、栗川委員、お願ひいたします。

(栗川委員)

視覚障害者福祉協会の栗川です。障がいや障がい者、障がいのある人への理解、あるいは共生条例との関係の中で少しお話を、意見というか話をさせていただきたいと思います。今日最初の説明のところで、僕のほうは思わず「意味がわからない」と叫んでしまって、それから1時間近くたってますけれども、僕のほうは今もまだすごく感情が高まった状態が続いていまして、そういう点で言葉にどううまくできるかというのが自信がないんですけども、なぜああいうふうに僕が叫んだかというところを、それこそ理解していただけるのか、わけがわからないのかというところだと思うんです。そこが、僕はやっぱり障がいの問題だと思っていますし、共生の課題であるというふうに思っています。少し自分で、何が自分の中で起こっているのかというのを考えて言葉にするとすると、4年前にこここの審議会の委員にならせていただいて、最初の会議でどんどん「何ページは何とかです」と言って、説明が墨字の資料で進められていったわけです。そこでは僕は完全に置いてけぼりになっていて、点字の資料で追いかけることがまったくできない状態でいました。そこで感じた疎外感というか、目の見えない点字を使ってる人間というか、それがいないこととして扱われて、どんどん目の見える墨字の人たちだけで会議が進められているという状況があった。それで、そのことに対して異議申し立てをして、そのあとは市のほうで、今日もそうでしたけれども、墨字資料何ページで点字資料何ページというふうに言っていただいて、ようやく仲間に入れてもらったというか、一緒にそれこそ共に生きる社会の一員として扱われているというか、そういうふうに感じながらやってこれてきたわけです。

ところが、今日の最初の説明では、また4年前と同じようなことが行われてしまつて、僕は聞きながら感じて、どこかで何か話があるかなと思ったらいいまま終わってしまつて、「意味がわからない」と叫んで、また同じことが行われたのかということです。祝さんのほうからは「いや、事前にメールで送ったんだから」ということがあるんであれば、それはやっぱりその話の中で言ってもらわないとわからないし、そこで感じた疎外感ということが、結局障がいがある人が社会の中で生きていこうというときに、いないことにされてる、あるいはいてもその人に対しては配慮がされてないという状況に置かれて、悲しみやら苦しみやら悔しさやら怒りやら、いろんな感情が当事者は起こってきて。ときどきそれが爆発すると、「障がい者怖い」とかいいろいろ言われたりもするみたいなことが起こつてしまつという、そういうことがあったということなんです。うまくちょっと言葉で説明できぬかもしれませんけれども。

有川先生の実践のお話なんか聞いてても、やっぱり本当に日常生活のちょっとしたところとか、そういうところにも社会的な障壁が山ほどあって、それについては健常者と言わ

れる人たちは気づかず、どんどん普通にやってるわけですよね。その普通のことからさまざまな身体、精神も含めて、知的、いろんな形ひっくるめて身体というか体ということで言うと、多様な体を持つてる人間は、その中で排除されたり、いろいろしていくということを、日々本当に普通に、例えば僕なんか今でもクレジットカードで何か決済しようと思って暗証番号を押そうとすると、もうそこが押せなかったりとか、タッチパネルになってて数字が何かいろいろランダムになってて、もう自分としてはそこができないみたいな、そういう障壁みたいなのが、「犬が歩けば棒に当たる」みたいな言葉があるけど、ちょっとしたところの中でいっぱいあって、日々日々そういう排除というか差別というか、そういうことに接してきてるから、ちょっと過敏になってるのかもしれませんけれども。でもそういうことが、まさに共生社会へ向かって、あるいは社会における障がいの課題としてあるという、その1つなんだということをちょっと言いたかったということです。すみません、以上です。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。ただいまの件について、何かございますか。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

栗川委員、ご意見ありがとうございました。障がい福祉課の祝です。すみません、私のほうが冒頭の配布資料の説明の中で、栗川委員への事前の送付した資料のところでは、データの修正をさせてもらっていたんですけど、それを今この場で、先にその点を伝えていればそういう形にはならなかつたなというところで、私もそこが大変配慮が足りなかつたというところで、申し訳ございませんでした。

(有川会長)

今の栗川委員のお話を伺っていて、タッチパネルの件は、私もあらためてお聞きするまで気付かませんでした。何が言いたいかというと、やっぱりこういう話をもっとしていくないといけないということと、4年前のお話は、私とてもよく覚えていて、本当にその点に関して、こうした私が議事を進めさせていただいている立場にありながら、まったくその点に目が行ていなかつたという点で、今のタッチパネルのお話と同じくらい、そのとき自分の中では衝撃を受けたのをとてもよく覚えています。だからこそこうした話を、今栗川委員はうまくまとめられているかというお話をしたけども、大変とても気持ちがよく伝わってくる、われわれが気付いていないという問題を、この先どう考えていくかということを、あらためて考えさせられました。

ぜひ、そうした声、先ほどちょっと私理解促進について、ほかの大学はどういうことをされてるんでしょうかというのをお聞きしたいという話をしたんですけど、どうしても私たちがやってしまうんです。変な話、障がいのない人たちが中心で、こういう問題を進めている節はとても感じていて、だからこそこうした問題の主役は一体誰なのかということを見失つてしまふと、議論がずれてしまうところがあるので、ぜひこうした啓発の1つ1つも、ただいまの意見を反映させていきながら、ぜひ進めていきたいというふうに思っておりますので、ぜひ引き続き栗川委員、また遠慮なさらず言っていただいて全然かまわ

ないので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。この件についてはよろしいですかね。はい、ありがとうございます。

ほか、皆さんいかがでしょうか。はい、菊地委員、お願ひいたします。

(菊地委員)

新潟太陽福祉会の菊地でございます。私は福祉事業の分野からの選出になります。そこで、前回もお話をさせていただきましたが福祉人材の確保についての意見です。今日も障害者支援施設「陽だまり」の経過説明でも関連してお話しさせていただきました。本計画の基本理念のところで、障がい福祉人材の確保定着にも重点が置かれているかと思います。将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供していくためには、提供体制の確保、専門性を高める研修の実施、魅力ある職場の積極的な周知・広報、職員の待遇改善、環境整備、ハラスマント対策、ICTの導入等をうたっております。福祉事業をやっておりますと、毎年毎年この福祉人材の確保、定着も含めですが、困難を極めているという実態がございます。先ほども言いましたが、市の大きなバックアップをいただき、「陽だまり」という施設が開所いたします。利用を待っている方がたくさんおられます。ところが残念なことに、福祉人材の確保が予想よりも、大きく下回り、満床までは2ヵ年、場合によつては、3ヵ年かかるかも知れません。私どもも、精いっぱいの努力はさせていただきますが、一法人の努力では限界が来ているようにも感じております。

ぜひ施策審議会の中でも実態の把握、または具体的な方策も検討していただきたいなと思います。福祉系大学や専門学校の進路状況、または福祉現場に学生を呼び込むにはどのような手立てがあるのか、など具体的な方策を考えていきたいと思います。現在、私が悩んでいること、直面している大きな課題をお話しさせていただきました。以上であります。

(有川会長)

ありがとうございます。今の人材の確保について、今、学校教育も教員が足りてなくて回らなくなっている。つまり人を必要としているところに人が足りてないという現状があるかと思うんですけども、この件については、何か市のほうからございますか。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

今の菊地委員のお話は、われわれも十分お話をとして認識しておりますので、またその中で、なかなか市が直接その人材確保という部分でできることというのは恐らく限られてくると思うんですけども、何ができるかについては、また関係法人の皆様のご意見も伺いながら考えていきたいと思っております。

(有川会長)

ありがとうございます。今ほど私の話ちょっと出ていて、今、教育のところからしか私は話はできないんですけども、なかなかもう、それこそ学生の確保の段階から問題になってきています。つまりどういうことかというと、大学は、高校生ですでに教員をめざす人をどう入学させていくかという議論にもうなっているんですね。これは恐らくもっと話進むと、じやあ中学生からどうするかみたいな話にもなっていく可能性があって、つま

り、足りなくなると、では少し早めに、例えば採用についても、少し早めにどんどんどんどん今民間さんも進めてますよね。そのようなことが進んでいっています。そうなってきたときに、本当に人材を育成・養成しているのかという問題がすごく感じています。つまり、より早く現場に送り出していくことばかりが議論されていて、どれだけの資質を持ってという問題がどこかに行ってしまっているんですね。そこも含めて考えていったときに、やはり教育のあり方もそうですし、先ほどの啓発の話もあったんですけども、やっぱり知らせていく、伝えていくところを積極的に設けていかないと、黙っていてもなかなか伝わらないという問題もあります。

今お話をありましたように、これをこの場でどのように考えていくかというのは、僕は本当はとても大事なことだと思っていて、審議をするというのも、計画の中に盛り込まれたものをどう審議するかということもあるんですけども、やっぱりこの中で議論になっていることを計画にどう盛り込んでいくかという順番も、必ず必要になってくる部分だと思うんですね。そうしたことを今この場で皆さんからご意見いただいているところは、ぜひ重く受け止めながら、先ほどの話と同じですけど、ぜひ引き続き議論を続けていきたいと思っております。

私のほうからの話は答えになっていますかどうか、大丈夫ですかね。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうかね。若干時間も少し余裕がある状況ですけれども、ほかに特にないようでしたら、報告（2）については終了します。よろしいでしょうか。

4. その他

(有川会長)

それでは、ほかに事務局から何かございますでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

管理係のほうから、今日高橋委員から配布いただいた世界自閉症啓発デーのことについて、少しだけ触れさせていただきます。

4月2日は、国連で定めた世界自閉症啓発デーです。世界の人々に自閉症を理解してもらう取り組みが、世界各地で行われています。日本におきましても、世界自閉症啓発デーの4月2日から8日を、発達障がい啓発週間として、シンポジウムの開催ですとか、ランドマークのブルーライトアップ等の活動を行い、自閉症をはじめとする発達障がいについて啓発活動を行っているところです。

新潟市におきましても、クロスパルにいがたにおいてパネル展示を実施するほか、発達障がい支援センターJOINのほうで、映画『ノルマル17歳。－わたしたちはADHD－』というオンライン上映会を実施する予定で、先日の3月中旬の市報にいがたのほうにもご案内が出ております。まだ申し込みに空きがあるというふうに聞いておりますので、興味のある方については、申し込みいただけすると幸いです。

また、啓発週間にになります4月2日から8日に関しましては、市役所本館ですとか北区役所、総合福祉社会館等においてブルーライトアップをする予定で、啓発について取り組ん

でいるところです。自閉症をはじめとする発達障がいについて理解していただくことは、発達障がいのある人だけでなく、誰もが幸せに暮らすことができる共生社会の実現につながるものと考えております。皆様のご理解とご支援をお願いいたします。私からは以上です

(有川会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、令和6年度第2回新潟市障がい者施策審議会はこれで終了となります。今日は報告が中心だったのですが、大変いろいろな、ご意見としては非常に大事なお話がいくつか出ておりました。またそれも踏まえまして、委員の皆様のほうから、それぞれのお立場でお気付きのことがあるかと思いますので、お手元の「障がい者施策審議会に対する意見」という用紙がございますので、現状を踏まえた意見なり、あるいは提案についてお書きいただいて、提出いただけたらと思います。

皆様、お忙しいところ、長時間にわたる会議にご出席いただきまして大変ありがとうございました。それでは事務局のほうにマイクをお返ししたいと思います。

5. 閉会

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

有川会長、長時間にわたり進行いただき、ありがとうございました。また、委員の皆様も、活発にご発言いただきありがとうございました。今ほど有川先生からお話を伺った、「障がい者施策審議会に対する意見」について、すみません、机上に紙を配布していませんでしたので、委員の方でもしご意見がある方については、普段メールでもやり取りさせてもらっておりますが、メールのほうでも受け付けておりますので、ご意見がある方は障がい福祉課のほうにご意見いただければと思います。

最後に事務連絡になりますが、駐車券につきましては無料処理しておりますので、お帰りの際にお受け取りください。

以上で、令和6年度第2回新潟市障がい者施策審議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございました。